第４講・日本国憲法と人権

国民主権，象徴（しょうちょう）天皇制，憲法（けんぽう）改正

ポイント１　国民主権

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **国民主権とは**

主権　：国の政治について最終的に決定する権利

国民主権　：主権が国民にあること

資料1　主権者である国民による選挙

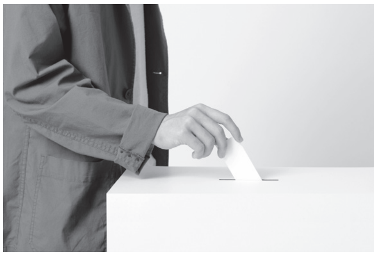

② **憲法に定められた主権の変化**

大日本帝国憲法：天皇主権

↓

日本国憲法　：国民主権

ポイント２　象徴天皇制

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **象徴天皇制とは**

象徴天皇制　は憲法第1条に規定

↓

憲法第1条：天皇は，日本国の　象徴　であり日本国民統合の　象徴　であつて， この地位は，主権の存する日本国民の総意に基く

天皇は国の政治を行う権限を持たない

② 天皇の国事行為

国事行為：天皇が内閣の助言と承認により行う，形式的・儀礼的な行為

天皇が国事行為を行うときは内閣の助言と承認が必要で，内閣がその責任を負う

資料2 天皇の主な国事行為

憲法第6条	国会が指名した内閣総理大臣の任命
	内閣が指名した最高裁判所長官の任命
憲法第7条	憲法改正・法律・政令・条約の公布
	国会の召集（しょうしゅう）
	衆議院の解散
	栄典（えいてん）の授与（じゅよ）

ポイント3 憲法改正

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① 憲法改正とは

時代の変化などに合わせるため，

憲法改正の手続きが定められている

ただし憲法は国の最高法規（ほうき）のため，

改正には慎重な手続きが必要（硬性（こうせい）憲法）

資料3 国会議事堂

② 憲法改正の手続き

憲法改正案 → 衆（参）議院：**総議員の$\frac{2}{3}$以上**の賛成 → 参（衆）議院：**総議員の$\frac{2}{3}$以上**の賛成

→ **憲法改正の発議** → **国民投票**：有効投票の**過半数**の賛成

（憲法改正の発議）└国会が憲法を改正するかどうかを決める投票を国民に求めること

→ 改正案成立 → **天皇**が国民の名において公布

確認テスト

次の問いに答えなさい。

問い	解答欄	答え
(1) 国の政治について最終的に決定する権利を何というか。	＿＿＿＿	主権
(2) 日本国憲法において，天皇は日本国・日本国民統合の何であると定められているか。	＿＿＿＿	象徴
(3) 天皇が行う形式的・儀礼的な行為のことを何というか。	＿＿＿＿	国事行為
(4) 国会が憲法を改正するかどうかを決める投票を国民に求めることを何というか。	＿＿＿＿	憲法改正の発議
(5) 憲法改正の発議が行われるには，衆議院と参議院でそれぞれどれくらいの賛成が必要か。	＿＿＿＿	総議員の3分の2以上
(6) 国民投票により憲法改正が決まるためには，有効投票のうち最低でもどれくらいの賛成が必要か。	＿＿＿＿	過半数